

平成26年度栃木県議会 第324回臨時会議議案（1）目次

第1号議案	平成26年度栃木県一般会計補正予算（第2号）	1
第2号議案	職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	5
第3号議案	栃木県特別会計設置条例の一部改正について	9
第4号議案	栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	11
第5号議案	栃木県県税条例の一部改正について	13
第6号議案	栃木県青少年健全育成条例の一部改正について	15
第7号議案	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	17
第8号議案	栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	19
第9号議案	栃木県警察関係手数料条例の一部改正について	21
第10号議案	栃木県人事委員会委員の選任同意について	23
第11号議案	栃木県名誉県民の選定同意について	25
第12号議案	市町村が負担する金額について（環境森林部関係）	27
第13号議案	市町村が負担する金額について（農政部関係）	29

第14号議案	市町村が負担する金額について（県土整備部関係）	35
第15号議案	工事請負契約の変更について（栃木県立高等特別支援学校（仮称）管理教室棟新築工事）	39
第16号議案	訴訟上の和解について	41

第1号議案

平成26年度栃木県一般会計補正予算（第2号）

平成26年度栃木県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 762,790千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 782,916,450千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成26年5月28日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		91,276,790	318,665	91,595,455
	2 国庫補助金	48,854,687	255,485	49,110,172
	3 委託金	1,846,099	63,180	1,909,279
12 繰入金		34,325,688	91,555	34,417,243
	2 基金繰入金	33,946,326	91,555	34,037,881
13 繰越金		1,771,570	178,570	1,950,140
	1 繰越金	1,771,570	178,570	1,950,140
15 県債		99,600,000	174,000	99,774,000
	1 県債	99,600,000	174,000	99,774,000
歳入合計		782,153,660	762,790	782,916,450

歳 出					(単位千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
3 民 生 費		92,468,802	5,000	92,473,802	
	5 県 民 生 活 費	2,509,483	5,000	2,514,483	
4 衛 生 費		58,149,480	71,686	58,221,166	
	1 公 衆 衛 生 費	25,781,139	8,506	25,789,645	
	6 環 境 対 策 費	6,152,899	63,180	6,216,079	
6 農 林 水 産 業 費		43,490,538	510,104	44,000,642	
	4 林 業 費	10,552,513	510,104	11,062,617	
11 災 害 復 旧 費		2,785,835	176,000	2,961,835	
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	329,697	176,000	505,697	
歳 出 合 計		782,153,660	762,790	782,916,450	

第2表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業費	749,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	842,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
26年県単災害復旧林道事業費	15,000	同上	同上	同上	18,000	同上	同上	同上
26年県単災害復旧治山事業費	22,000	同上	同上	同上	100,000	同上	同上	同上